高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則

令和6年3月29日 規 則 第 93 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則に基づき、 高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門に所属する教員の中で、任期を付 して雇用している講師及び助教(以下「当該教員」という。)に係る再任審査の実施に関 し、必要な事項を定める。

(再任の申出)

第2条 当該教員は、定められた任期期間における教育、研究、社会貢献及び管理運営に 関する活動実績について、当該任期満了の6か月前までに、活動報告書(別紙様式第1 号)及び再任審査申請書(別紙様式第2号)を人文社会科学系長へ提出する。

(再任審査機関)

第3条 前条の当該教員の再任審査は、人文社会科学部門教員選考委員会(以下「教員選 考委員会」という。)において行う。

(再任審査)

- 第4条 教員選考委員会は、活動報告書、再任審査申請書、研究業績調書等により審査を 行い、再任の可否を審議の上、人文社会科学部門会議(以下「部門会議」という。)にそ の結果を報告する。
- 2 前項の報告を受けた部門会議は、再任の可否を審議の上、人文社会科学系教授会(以下「学系教授会」という。) にその結果を報告する。
- 3 前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を任期満了の日の3か月前までに審議 する。
- 4 人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任申請書(別紙様式第3号)を学長に提出し、承認を得る。

(当該教員への再任審査結果通知)

第5条 人文社会科学系長は、前条第4項による再任審査結果を当該教員に対し再任審査 結果通知書(別紙様式第4-1号又は別紙様式第4-2号)により通知する。

(再任再審査請求)

- 第6条 当該教員は、前条の決定に不服な場合には、再任再審査請求書(別紙様式第5号) を1回に限り、人文社会科学系長へ提出することができる。
- 2 前項の再任再審査請求は、再任審査結果通知書受領後、7日以内に行わなければならない。

(再任再審查委員会)

- 第7条 人文社会科学部門に、前条による再任再審査を行うため、再任再審査委員会(以下「再審査委員会」という。)を設置する。
- 2 再審査委員会は、教員選考委員会の委員を除く部門会議が選出する4人及び人文社会 科学部門長の計5人をもって構成する。
- 3 再審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、再審査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 再審査委員会の成立要件及び議決要件は、高知大学教育研究部人文社会科学系人文社 会科学部門教員選考委員会規則第6条の規定を準用する。

(再任再審查)

- 第8条 再審査委員会は、当該教員からの事情聴取を行うなど再任の可否を速やかに審議 の上、部門会議にその結果を報告する。
- 2 前項の報告を受けた部門会議は、再任の可否を速やかに審議の上、学系教授会にその 結果を報告する。
- 3 前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を速やかに審議する。
- 4 人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任(再審査)申請書(別紙様式第6号) を学長に提出し、承認を得る。

(当該教員への再任再審査結果通知)

第9条 人文社会科学系長は、前条第4項による再任再審査結果を当該教員に対し再任再審査結果通知書(別紙様式第7-1号又は別紙様式第7-2号)により通知する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、当該教員の再任審査及び再任再審査に必要な事項 は、別に定める。

附則

この細則は、令和6年3月29日から施行する。

活動報告書

所	属	
職	名	
氏	名	

任期期間: 年月日~年月日(年間)

I 教員活動の記録

任期中に教員活動の記録・評価システムに入力した「教員活動の記録」を、年度ごとに提出して下さい(電子データでの提出可)。入力していない年度の活動については、「学部・ 専攻/学系・部門独自の評価基準表」に記入して提出して下さい。

Ⅱ教育

「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい(行数は変更してかまいません。)。

Ⅲ 研 究

(1)著書、論文、学会発表等の研究業績については、「研究業績調書」に全ての業績を記入 し、任期期間中に行った業績の番号に○印をつけて提出して下さい。

任期期間中の業績(まとめ)

著書 論文 その他 学会発表等 回

(2) その他「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい。

IV 社会貢献及び管理運営

「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい。

再任審査申請書

年 月 日

人文社会科学系長 殿

所	属				
職	名				
氏	名				

私は、大学の教員等の任期に関する法律に基づく高知大学教育研究部人文社会科学系人文 社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に従って再任可能であると考え、ここに申請し ますので再任審査をよろしくお願いします。なお、審査にあたっては、教員選考委員会に対 して「教員活動の記録」の内容を提示することを了承します。

再任申請書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき、下記審査申請者を審査した結果、下記の理由により

記

所	属			
職	名			
氏	名			

再任審查結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任審査した結果、再任について学長の承認が得られましたのでお知らせします。

再任審查結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任審査した結果、下記の理由により再任を認めないことについて、学長の承認を受け決定しましたので、お知らせします。

なお、再審査を希望される場合には、 月 日までに再任再審査請求書を小職あて提出 願います。

記

再任再審查請求書

年 月 日

人文社会科学系長 殿

<u>所</u>	属			
職	名			
氏	名			

私は、再任を認めない旨の通知を受けましたが、下記の理由により再任再審査を請求しますので、よろしくお願いします。

記

再任(再審査)申請書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき、下記再審査申請者を審査した結果、下記の理由により

記

所	属			
職	名			
氏	名			

再任再審查結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、再任について学長の承認が得られましたのでお知らせします。

再任再審查結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、下記の理由により再任を認めないことについて、学長の承認を受け決定しましたので、お知らせします。

記